

令和8年稲敷市農業委員会第3回総会

[3月10日]

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条(届出—中間管理機構・円滑化団体の取得)  
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)  
日程 4 報告第3号 農地法第18条(通知)  
日程 5 議案第1号 農地法第3条(委員会)  
日程 6 議案第2号 農地法第5条事業計画変更申請  
日程 7 議案第3号 農地法第5条(知事)  
日程 8 議案第4号 現況証明(農委処分)  
日程 9 議案第5号 非農地判断  
日程10 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)  
日程11 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)  
日程12 議案第8号 稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について  
日程13 議案第9号 稲敷市農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 議案第1号  
日程 6 議案第2号  
日程 7 議案第3号  
日程 8 議案第4号  
日程 9 議案第5号  
日程10 議案第6号  
日程11 議案第7号  
日程12 議案第8号  
日程13 議案第9号
- 

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君

4番	山口 幸一 君	14番	内田 和 新 君
5番	永野 修 君	15番	山口 和 彦 君
6番	宮本 信夫 君	16番	飯塚 治 正 君
8番	村松 清美 君	17番	坂本 富 男 君
9番	坂本 和 夫 君	18番	川島 昇 君
10番	村山 文雄 君	19番	根本 脩 君

欠 席 委 員

---

#### 出席説明員

農業委員会事務局長	中島 臣 哉 君
農業委員会事務局長補佐	宮本 祐 司 君
農業委員会事務局係長	坂本 証 君
農業委員会事務局主査	久保田 健 夫 君

---

#### 午後1時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和8年3月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん7名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

---

#### 日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。  
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は16番飯塚治正委員、17番坂本富男委員の両名を指名いたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。議案書1ページをお開き願います。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出1件になります。農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから15ページまでの18件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書16ページから21ページまでの8件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から4番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号5番から8番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承

認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。なお、申請番号12番につきましては、関連する案件がありますので、議案第3号で一括して審議いたします。申請番号1番から11番について、事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 22ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

売買による所有権移転4件、贈与による所有権移転2件、交換による所有権移転2件、賃貸借権の設定3件でございます。

申請番号1番 柴崎字丹通、田2筆、1, 172㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 柴崎字丹通、田1筆、989㎡についてでございますが、受人が耕作便利のために申請番号3号の農地と交換するものでございます。

申請番号3番 柴崎字丹通、田1筆、2, 194㎡についてでございますが、受人が耕作便利のために申請番号2番の農地と交換するものでございます。

申請番号4番 堀川字井戸作、田2筆、1, 387㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために譲り受けるものでございます。

申請番号5番 高田字御城、田1筆、292㎡についてでございますが、受人が耕作地を取得するため譲り受けるものでございます。

申請番号6番 月出里字上谷原、他2地区、田2筆、畑6筆、17, 564㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために買い受けるものでございます。

申請番号7番 八筋川字ト杭、田1筆、1, 048㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号8番 八筋川字ト杭、田3筆、6, 227㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために借り受けるものでございます。

申請番号9番 八筋川字八郎田、田5筆、18, 254㎡についてでございますが、受人が新規に営農を開始するため買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号10番 沼田字上沼田、田1筆、1, 550㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号11番 桑山字浦向、田2筆、2, 694㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可

要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番から3番について、篠崎委員より報告をお願いいたします。

○2番（篠崎文夫君） 2番篠崎です。申請番号1番、2番について、報告いたします。

3月6日に濱田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。受人は農地所有適格法人の要件を満たしております。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機6台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号3番について、報告いたします。

3月6日に濱田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号4番について報告いたします。

3月8日に松田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。申請番号5番について、報告いたします。

3月3日に宮本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しております。乾燥機は共同で利用するとの事です。農作業従事日数は250日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号6番について、報告いたします。

3月6日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人

は主にサツマイモ、落花生、ジャガイモを栽培している認定農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター7台、耕運機5台、トラック1台、軽トラック3台を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番から9番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号7番、8番について、報告いたします。

3月1日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして、申請番号9番について報告いたします。

3月1日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数250日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号10番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。申請番号10番について、報告いたします。

3月4日に清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数280日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号11番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から11番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条事業計画変更申請

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条事業計画変更申請」を議題といたします。なお、申請番号4番につきましては、関連する案件がありますので、議案第3号で一括して審議いたします。申請番号1番から3番について、事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 25ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条事業計画変更申請」でございます。

申請番号1番 月出里字花指、田1筆、823㎡、

申請番号2番 月出里字花指、田2筆、1,185㎡、

申請番号3番 月出里字花指、田1筆、836㎡についてご説明いたします。

申請番号1番については、令和7年8月総会で、申請番号2番、3番については、令和7年9月総会で許可をした案件でございますが、いずれの農地も想定以上に地盤が緩く、施工及び管理に支障をきたすため、砕石敷設のため事業計画を変更するものでございます。なお、当該農地につきましては、砕石について市廃棄物対策室との協議も了しており、以前総会にて許可していることから別紙審査表のとおり許可基準に該当するものと考えられます。

以上、議案第2号申請番号1番から3番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番から3番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号1番から3番について、去る5日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設の施行及び管理のための砕石敷設の追加であり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条事業計画変更申請」申請番号1番から3番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

日程7 議案第3号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号5番、6番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番から4番について

事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 26ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 犬塚字観音台、畑2筆、673㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。625Wパネル132枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号2番 幸田字船戸、田1筆、975㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域除外済みで10ha以上の広がりのある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は申請地付近で建築業を営む法人で、事業拡大に伴い現在の事務所では手狭となっているため、事務所および駐車場を新たに設けるものであります。事業計画は鉄骨造平屋建て1棟130㎡を建築し、取水は井戸、汚水・雑排水は公共下水へ接続し、雨水は敷地内浸透させます。購入土で埋立てを行う計画で、市廃棄物対策室との協議も了しております。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第4号、申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの業務上必要な施設に該当します。

申請番号3番 市崎字どうまん、畑1筆、876㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設。595Wパネル132枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号4番 上君山字清原台、畑3筆、1,403㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で、周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設。620Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、太陽光発電施設の適正な設置管理に関するガイドラインや事業者との売電契約等を了しております。

これで議案第3号申請番号1番から4番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号1番について、去る5日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番、3番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。

申請番号2番、3番について、去る5日、板橋推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、2番については事務所用地、3番については太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。

申請番号4番について、去る5日、岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号1番から4番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第1号申請番号12番、議案第3号申請番号6番について、所在と申請人が同一の営農型太陽光発電施設設置のための申請、議案第2号申請番号4番、議案第3号申請番号5番について、太陽光発電施設事業地追加の計画変更申請でありますので、一括議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 24ページをお開き願います。

議案第1号、申請番号12番、本新、畑1筆、1,398.74㎡、農地法第3条営農型太陽光発電施設更新のための地上権設定でございます。次に27ページをお開き願います。

議案第3号、申請番号6番、本新、畑1筆、0.47㎡についてですが、営農型太陽光発電施設として3年前に許可を受け、パネル設置のための支柱部分を一時的に転用していたものの期間延長のため再度申請をするもので、下部農地で栗を栽培する計画です。転用期間は令和11年3月9日までの3年間で、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

続きまして、25ページをお開き願います。

議案第2号、申請番号4番、上君山字清原台、畑1筆、1,349㎡、事業地追加のための計画変更申請となります。次に27ページをお開き願います。

議案第3号、申請番号5番、上君山字清原台、畑1筆、412㎡についてですが、市街化調整区域、

土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。令和7年10月総会で許可をした案件の事業地追加のための計画変更申請及び転用申請となります。以上、議案第1号申請番号12番、議案第3号申請番号6番及び議案第2号申請番号4番、議案第3号申請番号5番の議案説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号申請番号12番、議案第3号申請番号6番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。

議案第1号、申請番号12番及び議案第3号、申請番号6番の営農型太陽光発電施設について、去る5日、野口推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

議案第2号、申請番号4番、議案第3号、申請番号5番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。

議案第2号、申請番号4番及び議案第3号、申請番号5番の太陽光発電施設について、去る5日、岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設として転用とそれに伴う事業計画変更であり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号申請番号12番、議案第2号申請番号4番、議案第3号申請番号5番、6番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程8 議案第4号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 28ページをお開き願います。

議案第4号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付3件でございます。

申請番号1番 下根本字矢萩台、畑1筆、241㎡、

申請番号2番 伊佐津字根古屋、他1地区、畑2筆、4,083㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号3番 古渡字大坪、畑1筆、734㎡についてですが、20年以上前から宅地として使用しており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。

申請番号1番について、去る5日、遠藤委員と油原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号2番について、去る5日、山口委員と海老原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○5番（永野 修君） 5番永野です。

申請番号3番について、去る5日、吉田委員と鈴木推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、現地は20年以上前から宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

日程9 議案第5号 非農地判断

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「非農地判断」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 29ページをお開き願います。

議案第5号「非農地判断について」でございます。

こちらは、令和7年度に行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地と判断された農地のうち、田4筆、3,829㎡、畑10筆、13,147㎡について、総会で議決が得られれば非農地とし、農地台帳から場外して非農地通知を発出するものです。議案書と併せてお手元にあります議案第5号非農地判断について報告書の1ページをお開き願います。

申請番号1番 月出里字花指、畑1筆、498㎡についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。続きまして、報告書の2ページをお開き願います。

申請番号2番 月出里字花指、畑1筆、615㎡についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。続きまして、報告書の3ページをお開き願います。

申請番号3番 月出里字花指、田1筆、832㎡についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。続きまして、報告書の4ページをお開き願います。

申請番号4番 月出里字花指、田1筆、755㎡についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。続きまして、報告書の5ページをお開き願います。

申請番号5番 月出里字花指、田1筆、2,041㎡についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。続きまして、報告書の6ページをお開き願います。

申請番号6番 月出里字花指、畑1筆、6,333㎡についてですが、耕作に供されず樹木等が繁茂している状況です。続きまして、7ページをお開き願います。

申請番号7番 月出里字花指、田1筆、201㎡についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。

申請番号8番 月出里字上谷原、他1地区、畑3筆、2,036㎡についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。続きまして、10ページをお開き願います。

申請番号9番 月出里字北根林添、畑1筆、208㎡についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。続きまして、11ページをお開き願います。

申請番号10番 月出里字上谷原、畑1筆、414㎡についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。続きまして、12ページをお開き願います。

申請番号11番 月出里字上谷原、畑1筆、1,660㎡についてですが、耕作に供されず樹木等が繁茂している状況です。続きまして、13ページをお開き願います。

申請番号12番 月出里字宮ナキ、畑1筆、1,383㎡についてですが、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。なお、申請番号1番から12番まですべて農業振興地域内農用地区域外、土地改良区域外となっております。以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「非農地判断」を採決いたします。本案は、事務局のとおり非農地通知を発行することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は事務局説明のとおり非農地通知を交することに決定いたしました。

---

日程10 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 32ページをお開き願います。

議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が、16件、65筆、158,630㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

日程11 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 42ページをお開き願います。

議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が8件、37筆、77,924㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程12 議案第8号 稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第8号「稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

議案第8号「稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について」説明させていただきます。

去る令和8年2月19日に、江戸崎地区推進委員の山崎健一委員から、一身上の都合により稲敷市農地利用最適化推進委員の退職願が会長宛てに提出されました。農業委員会等に関する法律第23条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されております。この規定に基づきまして、本総会の議決をもって農業委員会の同意とするために提案をするものでございます。一身上の都合についてお話ししますと、体力の衰えにより農地利用最適化推進委員の業務を続けることが難しいという理由であり、正当な事由と判断して差し支えないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第8号「稲敷市農地利用最適化推進委員の辞任について」を採決いたします。本案は、山崎健一推進委員の辞任に賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は賛成することに決定いたしました。

---

#### 日程13 議案第9号 稲敷市農地利用最適化推進委員の委嘱について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第9号「稲敷市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 48ページをお開き願います。

議案第9号「稲敷市農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございます。

農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会の審議を求めるものでございます。新利根太田地区の推進委員が欠員となっておりましたので、募集を行ったところ、1名の方の応募及びその方に対する推薦がございました。先日、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催いたしまして、本日お配りしております候補者評価シートによる評価及び欠格事項等の確認を行いました。審査の結果は、候補者として問題無しとの意見でありました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第9号「稲敷市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を採決いたします。本案は、荒井真由美氏の推進委員の委嘱に賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は賛成することに決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案書にはございませんが、「稲敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

お手元に別紙でお配りしております「稲敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」をご覧ください。この決議につきましては、令和元年12月に全国農業会議所から茨城県農業会議を通して決議実施の依頼があり、以後、年に1回以上の同様の取り組みを依頼されているもので、前回は昨年3月に決議をいただいております。決議文を読み上げさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、「稲敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を採決いたします。本案は、原案のとおり決議することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は賛成することに決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和8年3月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時00分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

16番委員 飯塚 治 正

17番委員 坂本 富 男